

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1326号)

平成27年11月26日

横情審答申第1326号

平成27年11月26日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成26年10月16日港南政第459号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「「市民局作成の広報配布謝金支出について（手順書）に基づき、港南区のA町内会を經由して配布する広報各誌の配布に関する文書一式について」のうち、③マンション、アパートなど集合住宅への配布状況及び入居者数確認状況を示す文書、④町内会全体及び町内会に加入している世帯のある集合住宅での未配布広報誌の発生状況と廃棄状況」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「「市民局作成の広報配布謝金支出について（手順書）に基づき、港南区のA町内会を經由して配布する広報各誌の配布に関する文書一式について」のうち、③マンション、アパートなど集合住宅への配布状況及び入居者数確認状況を示す文書、④町内会全体及び町内会に加入している世帯のある集合住宅での未配布広報誌の発生状況と廃棄状況」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「「市民局作成の広報配布謝金支出について（手順書）に基づき、港南区のA町内会を經由して配布する広報各誌の配布に関する文書一式について」のうち、③マンション、アパートなど集合住宅への配布状況及び入居者数確認状況を示す文書（以下「文書1」という。）、④町内会全体及び町内会に加入している世帯のある集合住宅での未配布広報誌の発生状況と廃棄状況（以下「文書2」という。文書1及び文書2を総称して以下「本件申立文書」という。）」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年9月8日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書は、市民局広報相談サービス部広報課（以下「広報課」という。）が作成した「広報配布謝金支出について（手順書）」（以下「手順書」という。）に基づき、港南区のA町内会を經由して配布する広報よこはま、県のたより及びヨコハマ議会だより（以下「広報紙」という。）に関して、マンション、アパートなど集合住宅への配布状況及び入居者数確認状況を示す文書並びに町内会全体及び町内会に加入している世帯のある集合住宅での未配布広報紙の発生及び廃棄の状況を示す文書である。
- (2) 実施機関では、広報紙を、市内の住民組織である自治会・町内会等の団体（以下

「町内会等」という。)の協力のもとに各世帯に配布している。おおむね20世帯以上で構成する町内会等を配布団体として、申出部数等を区に登録している。配布謝金は、各配布団体に対して支出するため、配布世帯報告は配布団体単位で依頼している。

一つの配布団体として登録されているA町内会についても、町内会全体の広報紙の配布状況として部数の報告を受けているが、町内会における個々の集合住宅に係る広報紙の配布状況については報告を受けていない。また、個々の集合住宅への広報紙の配布状況及び入居者数や、A町内会全体及び町内会に加入している世帯のある集合住宅への未配布広報紙の発生及び廃棄の状況についても調査を行っていない。

- (3) よって、A町内会における集合住宅に係る各種状況調査等を行っていないことから、本件において対象とされた行政文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、速やかに該当文書を開示するよう求める。
- (2) 本件請求の趣旨を実施機関は意図的に狭義に解釈し、申立人が求めた①A町内会全体での広報紙未配布・廃棄の状況②A町内会内での広報紙直接受け取り世帯(市からの郵送)③手順書に基づき必要部数を判断する際に、町内会加入率、未加入世帯数をA町内会においてはどのように設定しているかなどの状況について回答がない。広報紙部数の水増し、配布謝金の水増し請求が横行しているのは公益に反することであるから、手順書の運用状況を示す文書を広く開示する必要がある。

#### 5 審査会の判断

- (1) 広報紙の配布謝金に係る事務について

横浜市では、広報紙を、配布団体の協力のもとに各世帯に配布している。

各配布団体に対しては、手順書に基づき、各区から、広報紙の配布に対する謝礼を目的として配布謝金を支出している。

港南区においても、年2回、配布世帯報告として配布団体から報告される部数を、配布実績として広報課及び議会局市会事務部総務課に報告している。この配布世帯報告に基づき、年2回、区から各配布団体に配布部数に応じて配布謝金を支出して

いる。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、開示請求書及びその添付文書の記載から、手順書に基づき、A町内会を經由して配布する広報紙に関して、マンション、アパートなど集合住宅への配布状況及び入居者数確認状況を示す文書並びに町内会全体及び町内会に加入している世帯のある集合住宅での未配布広報紙の発生及び廃棄の状況を示す文書である。

なお、実施機関は本件請求に対して、本件処分のほかに広報紙の配布部数の実績の照会に係る文書等を特定し、開示等決定を行っているが、本件異議申立ては、本件処分を特定して行われたものである。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会で、平成27年4月23日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 広報紙の配布に対しては、年に2回、配布謝金を支出している。配布謝金の支出に当たっては、広報紙の配布部数の確認を各配布団体に依頼している。具体的には、年に2回、広報紙の毎月の配布部数について、実績照会を行い、報告された実績に基づき、配布謝金額を算出して各配布団体に知らせている。

なお、配布の管理を配布団体ごとに行っているため、広報紙の配布部数の確認も配布団体ごとに行っている。したがって、配布団体として登録されている町内会等に属する個別の集合住宅に対する配布部数及び入居者数の確認はしていない。

(イ) A町内会についても、当該町内会全体の配布部数については確認しているが、個別の集合住宅に対する配布部数の確認はしていない。したがって、文書1は、作成し、又は取得しておらず、保有していない。

(ウ) また、配布謝金の算出の基礎としているのは、配布部数であるため、各配布団体の未配布広報紙の発生及び廃棄の状況の確認は行っていない。したがって、文書2は作成し、又は取得しておらず、保有していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のとおり判断する。

(ア) 文書1について、実施機関は、広報紙の配布謝金の支出に当たっては、配布団体に対し、広報紙の配布部数について実績照会を行い、報告された実績に基

づき、謝金額を算出して各配布団体に知らせていると説明している。また、広報紙の配布の管理は配布団体ごとに行っているため、配布部数の確認も配布団体ごとに行っていると説明している。

手順書を確認したところ、広報紙の配布謝金の支出に当たっては、配布団体から配布部数の報告を受け、自治会・町内会の加入世帯数等から報告数が適正であることを確認した上で、支出を行っていることが確認された。

そうすると、A町内会において、集合住宅ごとの配布部数及び入居者数を報告させておらず、集合住宅ごとの配布部数及び入居者数の分かる文書の作成もしていないという実施機関の説明は不合理ではない。

- (イ) また、文書2について、実施機関は、A町内会全体及びA町内会に加入している世帯のある集合住宅での未配布広報紙の発生及び廃棄の状況については確認していないと説明している。

前記(ア)のとおり、広報紙の配布謝金は配布部数に基づき算出しており、手順書でも配布部数を確認した上で支出すると規定されていることから、未配布広報紙の発生及び廃棄の状況については報告させておらず、未配布広報紙の発生及び廃棄の状況について分かる文書の作成もしていないという実施機関の説明は不合理ではない。

- (ウ) 以上のことを考え合わせると、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないという実施機関の説明は是認できる。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

#### (第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年10月16日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成26年11月20日 (第178回第三部会) 平成26年11月27日 (第259回第一部会) 平成26年12月12日 (第262回第二部会)	・諮問の報告
平成27年3月12日 (第265回第一部会)	・審議
平成27年4月9日 (第266回第一部会)	・審議
平成27年4月23日 (第267回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成27年5月14日 (第268回第一部会)	・審議
平成27年5月28日 (第269回第一部会)	・審議
平成27年6月11日 (第270回第一部会)	・審議
平成27年6月25日 (第271回第一部会)	・審議